

## 9

## 1 私宅監置例の精神鑑定

岡田 靖雄

精神科医療史研究会

1900年(明治33年)制定の精神病患者監護法第3条に“精神病患者ヲ監置セムトスルトキハ行政庁ノ許可ヲ受クベシ”とあり、同法施行規則第3条には“精神病患者監護法第三条ニ依リ精神病患者ヲ私宅病院其ノ他ノ場所ニ監置セントスルトキハ監護義務者ハ医師ノ診断書ヲ添ヘ警察官署ヲ経テ地方長官ニ願出又ハ届出ツベシ”とある。この医師は特定されておらず、診断書をかくための診察も通常の診察でよい。診断書も比較的簡単なものであった。

千葉医科大学教授(法医学)であった高田義一郎の『註釈診断検案鑑定書例』(第4版, 1924年)があげている、監置に際して警察官に提出した診断書の1例の本文は、つぎのようなものである。

(既往歴) 従来健全、嘗テ著患ニ罹リタルコト無カリシガ明治〇年〇月頃ヨリ心神憂鬱ニ傾キ常ニ一室ニ幽居シテ他人ニ面接スルヲ忌ム様ニナリ、夜間反テ各所ヲ徘徊シ、又屢々自殺ヲ企テ、シカモ嘗テ之ヲ遂行セルコト無シ。且昼夜安眠シ得ズ、徒ニ既往ヲ悔恨シ、将来ヲ憂慮シテ、時々独語シ妻子ニ危害ヲ加ヘントセルコト再三ニ及ベリ

(現在症) 依テ自宅ニ於テ私ニ監視スルコト数年ニ及ビシガ病況依然トシテ軽快セズ、近時益々顕著ナル変状ヲ来セリ

(診断) 鬱往ト診断ス

(予後) 治癒ノ見込殆ド無シ

(処置) 監置ヲ要ス

右及診断候也

みられるように、もっとも大事な現在症がほとんど記載されていないものである。高田は、この程度をこす内容を一般医に期待はできないと判断したのだろう。

精神病患者監護法は、必要ときには医師に精神病患者の検診や、精神病患者ある家宅・病院などの臨検をさせることを規定している。しかし、精神科専門の医師が警察関係に配置されたのは、東京、ついで大阪にとどまっていた。調査をのぞいては、私宅監置例が精神科の専門家により診察されることはきわめてまれであった。

今回『国家医学会雑誌』を検索して、精神科専門医が私宅監置例を精神鑑定したものをみだした(「福岡医科大学精神病学教室ニ於ケル鑑定三例」, 同誌第271号, 1907年)。鑑定人教授榊保三郎は榊俣の弟、同助手氏原佐藏はのちに内務省衛生局技師になった人である。3例中の第2が「監治解除ノ鑑定例」である。

現在35歳の男、米商。3年前事業不振から自殺をはかったことがある。そののち、妻の不義を仕ってから過度飲酒で鬱を散ぜんとした。1年前酒宴ののち、妻を手掌をもってなぐったところ妻はしんだ。妻の死体をその情夫とみなした男の所にはこび、“汝の所望のものをあたうべし”となげだして、男にも傷害をあたえた。そののち福岡地方裁判所検事部で不起訴となったので、目下は精神病患者として所轄警察署から自宅監治を命じられている。

鑑定人2人は所轄警察署長から“現時精神病患者トシテ監治ヲ要スルモノナルヤ否ヤ”の鑑定を囑託された。14日間にわたる直接検診の結果は、“犯罪当時ニハ精神ニ異常アリシヤ否ニ就テハ茲ニ小管等ノ関知スル所ニ非ズト雖モ唯現時ヲノミ観察シ判断スルニ著明ナル精神異常ノ点ヲ見出サズ……現時精神病患者トシテノ監治ヲ要スル物ニ非ズ”というものであった。

病的酩酊といった理由で不起訴になっていたものか、精神病患者監護法による私宅監置の前提として、精神鑑定がおこなわれたものと推察される。この例の、所轄警察署の命による自宅監治とは、法定外のものであるので、“自宅監治”といった表現がつかわれたのだろう。それにしても、こういった法定外の措置がとられたことも注目しておくべきだろう。